

令和6年度 波佐見町窯業人材確保対策補助金

本町の基幹産業である窯業の関連事業所において、町内に転入し、住宅を借用する従業員を新たに雇用し、住宅手当を支給する事業所に対して、従業員の家賃の一部を補助します。

※補助事業実施期間 令和6年3月1日から令和9年3月31日まで

ただし、同日以前に交付対象従業員として交付決定を受け、同日後に交付対象期間が満了となる者については、同日以後においてもこの要綱の関係規定により補助金を交付します。

※なお、波佐見町内の住み替え、事業所が所有又は賃貸している社宅、寮を従業員が利用している場合は対象外です。

窯業関連事業所へ従業員の家賃を最大2万円/月(2年間)補助します!

補助額

対象経費:対象従業員(下記条件を全て満たす者)の家賃 ※1名につき最大2年(24ヵ月)

1/2、上限2万円 ※千円未満切捨

※家賃とは賃貸借契約に定められた賃貸借料(管理費、共益費、駐車場使用料などの住宅の賃借料と認められないものを除く。)をいう。

令和6年度 対象事業期間

令和6年3月1日～令和6年12月31日

※月の中途の入退居により家賃が日割りになる場合は、その月は交付対象期間から除きます。

対象事業者

町内窯業関連事業所(窯元、生地、石膏型、絵付、転写、釉薬、陶磁器商社)で、下記対象従業員の条件を全て満たす従業員を常用雇用する事業所

【対象事業者条件】

- ①町内に事業所を有するもの
- ②町税の滞納がないこと。
- ③暴力団員でないもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの
- ④対象従業員に住宅手当を支給するもの



【対象従業員条件】

- ①令和6年3月1日を基準として、次のいずれかに該当する者であること。
ア 転入後6月以内で、令和6年3月1日以降に事業所に常用雇用された者又は創業することとなった者
イ 事業所で常用雇用又は創業後6月以内で3月1日以降に本町へ転入した者

～常用雇用とは～

常用雇用とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいいます。

- ア 雇用期間の定めのない者
- イ 給与等の収入金額が130万円以上である者
- ウ 雇用保険法第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、法第9条第1項の確認を受けた者。
ただし、法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、法第38条第1号に規定する短期雇用特例被保険者及び法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。

- ②雇用された日において50歳未満であること。
- ③転入を機に本人もしくは同一世帯員が新たに賃貸借契約を締結した町内の民間賃貸住宅に居住していること。
ただし、世帯員の3親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅は除く。
- ④当該賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用权を譲渡していない者であること。
- ⑤世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑥生活保護法による保護を受けていない世帯に属する者であること。
- ⑦波佐見町暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑧他の公的制度による家賃補助等を受けていないもの
- ⑨本補助金の対象となる住宅手当を受けたことがないこと。

※申請書類や申請方法は裏面に掲載しています

問い合わせ先 (申請窓口)

波佐見町役場商工観光課
電話:0956-85-2162(直通) FAX:0956-85-5581

補助金交付申請

各種様式など詳細は波佐見町ホームページをご覧ください。



受付期間 (事業所が申請)	対象従業員が、転入した日、窯業関連事業所で常用雇用された日又は賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日から起算して3か月を経過する日まで
提出書類	①補助金交付申請書 ②住宅手当支給計画書 ③対象従業員の住民票 ④雇用保険加入を証する書類の写し ⑤対象従業員の賃貸借契約書の写し
提出方法	郵送または窓口持参
提出先	波佐見町役場商工観光課(平日9時~17時) 〒859-3791 波佐見町宿郷660

補助金変更交付申請

交付決定を受けた後、その内容に変更が生じた場合は速やかに次の書類を提出する必要があります。※対象従業員の新規雇用又は退職等

提出書類	①補助金変更交付申請書 ②住宅手当支給計画書(対象従業員数の変更、家賃等の変更) ③対象従業員の住民票(新規常用雇用の場合のみ) ④雇用保険加入を証する書類の写し(新規常用雇用の場合のみ) ⑤対象従業員の賃貸借契約書の写し(新規常用雇用の場合のみ)
提出期限	変更が生じたら速やかに提出してください。

補助金交付までの流れ

※事前に申請内容について必ずご相談ください。

